○国土交通省告示第九百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字打越（耕宅地を除く）

二　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（北葛城郡王寺町畠田二七二三番、二七二六番、二七二七番、二七二八番、二七二九番、二七三〇番、二七三一番一から二七三一番三まで、二七三六番、二七三七番、二七三八番一及び二七三八番二を除く。）

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字尾戸

三　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（北葛城郡王寺町畠田九丁目二三六九番一、二三七〇番、二三七一番一、二三七一番二、二三七三番四及び二三七四番一を除く。）

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字深池（耕宅地及池を除く）

○国土交通省告示第九百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千三百五十七号で指定した奥ケ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県多可郡多可町八千代区下野間

字中ノ坪　四一一番

三五七番二六

三五七番二七

一号から四号まで、九十号及び九十一号から五号から七号まで、八号、九号及び八十一号から八十九号まで

三五七番二六

地先道路敷

三五七番七二

地先水路敷

四一二番

三五七番三〇　二十一号から六十七号まで

三五七番七一　六十八号から七十五号まで

三五七番二九　七十六号から七十八号まで

三五七番八〇　七十九号

地先水路敷

三五七番八〇　八十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市場北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市市場

字城下

二一一四番一　一号

二一一五番　二号及び三号

三一一六番　四号

三一〇四番　五号

三一〇三番　六号

三一二二番　十号

三一二三番二　十一号

三一二三番一　十三号

字松原

一二番　七号

一三番　八号及び九号

一八番一　十二号

一八番　十四号から十六号まで

一九番　十七号及び十八号

字田渡リ

字赤下

六四四番　十九号

六四一番　二十号

六四二番　二十一号及び二十二号

六四〇番　二十三号及び二十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二間塚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県丹波市春日町多利

字二間塚　三〇一二番　一号及び十一号

三〇〇三番　二号から四号まで

三〇〇五番　五号

三〇〇二番　六号及び七号

三〇〇一番　八号から十号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽渕川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 13′ 23.5461″	134° 47′ 28.6518″
2	35° 13′ 23.0704″	134° 47′ 29.0729″
3	35° 13′ 22.9261″	134° 47′ 29.7622″
4	35° 13′ 22.5774″	134° 47′ 29.2505″
5	35° 13′ 22.5788″	134° 47′ 28.1554″
6	35° 13′ 22.1730″	134° 47′ 27.4073″
7	35° 13′ 22.7187″	134° 47′ 25.9215″
8	35° 13′ 24.0570″	134° 47′ 26.1420″
9	35° 13′ 23.9146″	134° 47′ 26.8446″
10	35° 13′ 23.9955″	134° 47′ 27.6270″

○国土交通省告示第九百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森山川二

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町地徳の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第九百七十一号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 19′ 18.1450″	130° 40′ 42.5843″
2	33° 19′ 16.4522″	130° 40′ 42.4220″
3	33° 19′ 15.3767″	130° 40′ 42.7979″
4	33° 19′ 14.5860″	130° 40′ 42.7717″
5	33° 19′ 14.4800″	130° 40′ 43.1048″
6	33° 19′ 13.1128″	130° 40′ 43.3748″
7	33° 19′ 12.3701″	130° 40′ 43.2763″
8	33° 19′ 11.0066″	130° 40′ 42.6036″
9	33° 19′ 09.5946″	130° 40′ 40.8907″
10	33° 19′ 09.3845″	130° 40′ 39.9842″
11	33° 19′ 08.4196″	130° 40′ 37.7738″
12	33° 19′ 09.0666″	130° 40′ 35.9362″
13	33° 19′ 10.3330″	130° 40′ 36.4222″
14	33° 19′ 10.8360″	130° 40′ 37.8637″
15	33° 19′ 11.0267″	130° 40′ 40.3076″
16	33° 19′ 11.3763″	130° 40′ 41.0542″
17	33° 19′ 12.6501″	130° 40′ 42.2139″
18	33° 19′ 14.0127″	130° 40′ 42.0048″
19	33° 19′ 16.3357″	130° 40′ 40.3524″
20	33° 19′ 16.6345″	130° 40′ 40.7739″
21	33° 19′ 17.9601″	130° 40′ 41.1141″
22	33° 19′ 18.1359″	130° 40′ 41.4171″

○国土交通省告示第九百九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5433号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	TK－210C型	高階救命器具株式会社	布地の色の追加
第5434号	〃	TK－210Y型	〃	〃